

漢代の財政運営と国家的物流

渡辺信一郎

目次

はじめに

- 一 均輸・平準研究をめぐつて——山田・影山論争から
- 二 漢代の中央財政と財政的物流——中央と地方
- 三 漢代の財政的物流——委輸と調均

おわりに

はじめに

これまでの漢代国家財政研究の枠組みは、次の三つに概括できる。第一は、加藤繁によって先鞭がつけられた前漢期における帝室財政と国家財政との分離、すなわち少府財政と大司農財政との分離による財務運営制度の実態解明とその歴史的展開であり、増淵龍夫・山田勝芳・重近啓樹氏などによって深化してきた分野である。⁽¹⁾ 第二是、均輸・平準法の実態解明に関する研究分野である。これにかかわって山田勝芳・影山剛・越智重明氏等が財政的物流・商業・塩鉄専売等の諸研究を開拓し、最近では藤田勝久・大樹敦弘氏が財物輸送の組織・運営形態を解明しつつある。⁽²⁾ 第三是、収入論を構成する租税徭役研究の分野であり、加藤繁を開拓者として宮崎市定・吉田虎雄・平中苓次・永田英正・楠山修作・山田

勝芳氏等が数多くの成果を残してきた⁽³⁾。また、最近では佐原康夫氏が、居延漢簡の月俸記事の整理・検討から、前漢期の財政・貨幣経済のありかたに新しい問題提起をおこなっている。⁽⁴⁾

しかし、これら漢代財政史研究にかかる諸研究は、山田勝芳氏が多面的に研究を展開しているにもかかわらず、なお個別的な段階にとどまっており全体的な認識を得るまでにはいたっていない。これら諸研究を総合し、全体的な把握を可能にするためには、(1)帝室財政と国家財政とを総合した国家財政全体の収入・経費論および国家によるその均衡・調整機能（予算機能）の実態を解明すること、及び(2)中央財政と地方財政のありかたと両者の相互関係を解明し、そこで実現される財政的物流の実態を把握する必要があると思われる。小論では、上記の観点のうち、比較的に研究が遅れている⁽²⁾の観点から、第二の研究分野にかかわって議論を開拓し、漢代財政史研究に一石を投じてみたく思う。財政における中央と地方の相互関係の解明は、単に財政的物流の特質を明らかにするだけでなく、やがて財政主権が專制国家のもとでどのように行使され、またどのように中央に集中していくかを解明することにもつながってゆくであろう。

一 均輸・平準研究をめぐつて——山田・影山論争から

小論を展開するばかりとして、均輸・平準をめぐる山田勝芳氏と影山剛氏との論争をとりあげることにしよう。⁽⁵⁾ 均輸・平準は、周知のとおり武帝末年に施行された財政改革の中核であり、それは漢代国家と社会のあり様を根底から理解することにつながるものである。それ故かなり長い研究史をもつてゐるが、小論は均輸・平準そのものの理解を主題とするものではないので、近年の包括的研究を代表するものとして両氏をとりあげ、議論の基礎としたい。

均輸・平準の中、その輸送法にかかわる理解については、両氏とも國家財政管掌下の運輸の遠近・難易・賦課量の平均化による負担の公平化を目的とするものと考えており、ほぼ共通の認識を提示している。問題は均輸・平準の①対象財物の性格、②ねらい、③全体的性格規定の理解にある。これらについて多岐にわたる両氏の見解を私なりに概括すれば以下の如くなる。第一に、均輸の対象となる財物について、影山氏は、『塩鐵論』本議篇を参照して賦輸^{II}貢輸^{II}方物とし、この場合の貢輸は一般的租税とは異なる地方的特産物であり、高祖二年二月に制定された一人六三錢の献費・貢献制度にかかる財物と考える。これに対し山田氏は、賦輸を算賦の中央への上供分と理解する。第二に、均輸・平準のねらいについて、影山氏は端的に貢輸改革にあると見る。貢物は有力財源であり、貢輸内容の規格・品目について一定の規制を設けたこと、その一例として帛の膨大な集積を指摘するのに対し、山田氏は賦錢を資本とする商業運営の利益収入によって財政たてなおしを図つたものと考える。第二に、その全体的位置づけについて、影山氏が均輸法は現物の

財貨の集積自体を目的とし、それにみあつた上記の運営形態を採用したと観るのに対し、山田氏は端的に均輸は国家的商業であると規定するのである。

両氏の見解にはそれぞれ採るべき点があり、ただちにどちらかに軍配を挙げるような性質のものではない。基本史料は『史記』平準書、『漢書』食貨志、『塩鐵論』関係諸篇であるが、その理解によつて、影山・山田両氏の間に少なからず意見の相違をうみだしている。両者の理解を論評する以前に、まず基本史料を挙げ、私なりの読みを示しておこう。ここでは、均輸・平準をもつとも包括的に記述している『漢書』卷二十四貨志下の原文を基礎とし、同系統の史料である『史記』平準書との主要な字句の異同を注記して、以後の小論展開の前提とする。

(1) 漢連出兵三歲。誅羌滅西粵。番禺以西。至蜀南者。置初郡十七。

且以其故俗治。無賦稅。南陽・漢中以往(往下史記有郡字)。各以地比。給初郡吏卒俸食幣物・伝車馬被具。而初郡又時時小反殺吏。漢發南方吏卒往誅之。間歲万余人。費皆仰大農。大農以均輸調鹽鐵助賦。故能濟之。然兵所過縣。縣以為訾給毋乏而已(史記。以為二字作為以。又無一原字)。不敢言經賦法矣(經旧作輕。案史記作擅。(集解)徐廣曰。擅一作絏。經常也。惟取用足耳。不暇顧經常法則。輕絏形近而譌。今拋徐廣而改正。)

(2) 其明年。元封元年。卜式貶秩為太子太傅。而桑弘羊為治粟都尉。領大農。尽代「孔」僅幹天下鹽鐵。弘羊以諸官各自市相爭。物以故騰躍。而天下賦輸或不償其餽費。迺請置大農部丞數十人。分部主郡國。各往往置均輸鹽鐵官。令遠方各以其物如異時(如異時。史記作貴時。)商賈所轉販者為賦。而相灌輸。置平準於京師。都

受天下委輸。召工官治車諸器。皆仰給大農。大農諸官尽籠天下之貨物。貴則賣之。賤則買之。如此。富商大賈。亡所牟大利。則反本。而万物不得騰躍。故抑天下之物。名曰平準。天子以為然而許之。

(3) 於是天子北至朔方。東封泰山。巡海上。旁北邊以歸。所過賞賜。

用帛百余萬匹。錢金以鉅萬計。皆取足大農。

(4) 弘羊又請令民得入粟補吏。及罪以贖。令民入粟甘泉各有差。以復終身。不復告緒。它郡各輸急處。而諸農各致粟。山東漕益歲六百萬石。一歲之中。太倉・甘泉倉滿。邊余穀。諸均輸帛五百万匹。

民不益賦。而天下用饒。於是弘羊賜爵左庶長。黃金者再百焉。

この史料にかかわって、あらかじめ次のことを指摘しておきたい。山田・影山両氏をはじめ、均輸・平準を問題にする人びとは、主として(2)を中心にして以下の文章を考察対象にしている。しかし、これらの文章に通底しているのは、傍線で示した六つの賦字である。

この賦字の上で均輸・平準問題が展開されているのであって、(1)の文章を含めなければ充分な理解是不可能である。そこで、これを含めた全体としての私なりの解釈を以下に提示しておこう。

『漢書』食貨志は、(1)で對羌・南越戦によつて一七の新郡を設置することになった結果、新郡の財政経費を隣接諸郡よりその遠近に応じて供給させ、時どきに起ころる反乱鎮圧のための軍事経費を中央大農(大司農)財政でまかなつたことを述べる。ここでは、均輸によつて調達された塩鉄専売収入が「賦を助け」たこと、および軍隊の立ち寄つた諸県が軍需物資供給に欠乏をきたさぬことにのみ配慮し、「敢えて賦法を経にせんことを言わ」なかつことを特筆している。つまり、西南・南方辺境の維

持および軍事経費によつて中央(大農)と地方(郡・県)財政との関係が、とりわけ「賦法」を中心に問題となってきたことを指摘している。それは、(2)で述べられる本格的改革への布石となる状況であつた。

(2)では、均輸・平準施行の直接的理由とその具体的対策案が記されて

いる。桑弘羊の挙げる施行理由は二つある。第一は、中央諸官府がそれぞれ独自に財政需要物資を買いつけるために競争が起こり、官需物資の物価騰貴が起きたことであり、背景に官需物資を商品とする大商人の商業活動が前提されている。第二は、地方からの「賦輸」——財物の輸送にかかわる問題である。賦として地方から運ばれる財物の価格が、第一の原因による中央での物価の高騰によつて相対的に下落し、輸送費(餓費)にも足りなくなる場合があつたことである。二つの施行理由に対応して、その対策案も二重の構えとなつてゐる。第二の施行理由に対する対策は、大農部丞數十人を設置し、各部丞のもとに郡国を數十のグループに区分統括し、各統括区域内にある県の多くに均輸・塩鉄官を設置して「賦輸」・専売の管理と輸送を直接管掌させるものである。第一の理由に対する対策は、特に遠方の郡国からの「賦」の輸送に際して、中央諸官府が商人より競争で購入していた物資を「賦」として現物で上納させ、長安に平準官を設置して、これら地方からの「委輸」を受け取らせようとしたのである。その結果、輸送手段にかかる経費を中央・大農の経費とともに、大農配下の諸官に国内の物資を独占させ、物価の高低によつて官需物資の売買をおこなつて、これまでの大商人の暴利をおさえ込み、国内とりわけ首都長安周辺の物価騰貴を抑制しようとするものである。

財政需要と地方からの賦の輸送にかかる物流であり、この財政的物流の調整が国内全体の物流・物価調整の基本と考えられていることである。

漢代の物流の基軸は国家財政にかかるものであり、この財政的物流の担い手として成長してきた大商人を排除し、中央と地方との間の財政的物流を中心・大農のもとに統一的に掌握・運営しようとしたのが、桑弘羊の上請の狙いなのである。従来の研究は、この点の認識が不充分だったのではないか。確かに、戦国期以来商業が発達していたことは事実であるが、漢代社会における物流の基幹は財政需要及び財物の輸送にかかるものであり、商業・商品流通の発達もこれに連結するものであった。それ故、財政的物流に対する中央管理の徹底がそのまま大商人と物価騰貴の抑制につながるのである。

(3)(4)は、均輸・平準施行後の結果を記している。(3)は直接の結果を記すものであり、武帝の泰山封禪と東方・北方辺境への巡行にかかる経費、すなわち帛百余万匹・銭金鉅万が大農財政によつて支弁されたことを述べる。(4)は、(1)の前提的状況にもふみこんだ形で全体的帰結を示す。すなわち、入粟補吏・入粟贖罪政策と諸郡からの財物移送による中央・辺境への財物補給策をも導入することにより、その結果「賦」を増すとともに、辺境では穀物が蓄積されるとともに、一方で帛五百万匹の蓄積と年六百万石に及ぶ山東諸地域から中央への大量の穀物輸送が達成されたのである。(3)(4)の記述を通じて、賦として中央に輸送された財物の基幹は帛などの絹織物であつたことが分かる。

全体的に言えば、問題となってきた「賦法」を維持するために財政的物流を中央・大農のもとに統一したのが均輸・平準であり、それは財政的物流にかかる大商人層をきりすべて国家の下に物流を包摂し、財政

的主権を中央の下により一層集中しようとするものなのであつた。以上の概観を前提にする時、唐人顏師古の理解は一目置くべき内容をもつてゐる。従来あまり問題にされなかつた見解であるから、特にここで紹介しておきたい。『急就章』「遠取財物主平均」条について、彼は次の如く注解している。

(a)遠方之輸賦税者。或以雜物充之。(b)價有貴錢。儻與京師不等。(c)當有轉送費用。(d)不欲勞擾。故立平準均輸之官。各就所在受納。不損於私。而官有利也。

顏師古の理解を私なりに敷衍すれば、次のとおりである。先ず、(a)は均輸施行の前提をなす部分であり、遠方の郡国からの賦税が雜物（布帛等）によって中央に輸送される場合があつたことを指摘する。(b)(c)はそのことによつて起つた不都合である。(b)は遠方の郡国における物価と中央における物価に不均衡があり、賦税輸納に混乱が生ずること、(c)は輸送費用問題の指摘である。平準は(b)の中央と地方との物価不均衡に対する対策、均輸は(c)の輸送費対策をめざしたものであつたことを指摘する。(d)ではそのために創設された官吏が地方において中央財源の収納をおこない、(b)(c)対策を行つたことを述べる。こうして、前提となる(a)部分の賦税制度の基幹は不变であり、その運用に変更があつたものと、顏師古は見ている如くである。さらに細かい補足・検討を必要とするが、この注釈の理解は、先に見た『漢書』食貨志の内容と照らし会わせて、ほぼ正鵠を射ていると思われる。

均輸・平準問題は、租稅收取にかかる中央と地方との相互関係と財政的物流の理解如何にかかるものであり、論争の止揚は一層広い視野のもとに展開されなければならない。先ず解明されねばるべきは、均輸・平

準の理解の前提となる漢代の財政運営の特質と財政的物流を媒介とする中央と地方との相互関係である。そこで注目されなければならないのは『漢書』食貨志に見えた「賦法」・「賦」・「委輸」のもつ独自の意義である。章をあらためよう。

二 漢代の中央財政と財政的物流——中央と地方

前漢期の国家財政は、大司農の管掌する一般財政と少府が管掌する帝室財政とに区別されていた。後漢期に入つて少府財政——帝室財政は大司農財政に組み込まれ、国家財政は統一的に運営されるようになる。⁽⁶⁾ 小論では、少府財政はしばらく置き、大司農財政を中心漢代中央財政の考察を進める。漢代中央財政の特質を探る前提として、まずその規模を明らかにしておきたい。

加藤繁の指摘以来、前漢宣帝期以後の財政規模は四〇億（四〇〇万緡）とされる。先ず問題となるのは、これが中央大司農財政の規模なのか、全国的財政規模なのかである。これについては、従来やや曖昧にされてきたふしがある。私は史料に述べるところから見て前者であるとみたい。とりあえず、基本史料をあげておこう。『太平御覽』卷六二七に引く桓譚『新論』にこうある。

漢定（宣）以来、百姓の賦斂、一歳に四十万万たり。吏俸に其の半ばを用い、余の二十万万は、都内に藏し、禁錢と為す。少府が領する所の園地（池）作務の八十三万万（四十三万万）は、以て宮室の供養、諸もろの賞賜に給す。⁽⁷⁾

これにかかわって、元帝の初元元年（前四八）の珠崖の反乱に対する賈捐之の対策の中にこう見える。

臣窃かに往者の羌の軍を以てこれを言わん。師を暴すこと曾ち未だ一年ならず、兵出でて千里を踰えざるに、四十余万万を費して大司農の錢尽き、乃ち少府の禁錢を以てこれに続ぐ。……

ここで引き合いに出されている対羌戦争は、宣帝の神爵元年（前六一）に起きた先零羌の反乱を指しているとみてよい。これは、宣帝期には大司農の一年の財政規模が四〇億であつたことを端的に示している。⁽⁸⁾ 一つの史料によって宣帝期以後、後漢初期にいたるまで約四〇億錢が大司農の財政規模となっていたことが分かる。後漢にはいると、少府財政が大司農財政にくみこまれ、国家財政は一本化される。後漢期の財政規模を示す端的な史料はない。しかし、後漢末期の権臣梁冀が失脚して財産を没収された時、その額は「合して三十万万、以て王府に充つ。用いて天下租税の半ばを減ず」（『後漢書』梁統列伝第二四附伝）るほどのものであったと伝えられる。これによつて後漢末期にいたるまでの財政規模は、ほぼ六〇億錢であり、前漢後期の大司農財政と少府財政とを合わせた額に近いものであったことが分かる。問題は、この四〇億から六〇億錢の大司農財政がどの次元の財政規模を表すのかである。『新論』には「百姓の賦斂」とあり、梁冀伝には「天下租税」とあって、一見すると地方をも含めた全国的な財政規模を示すものの如くである。しかし、これを全国的な財政規模とみるにはあまりに少なく思える。梁冀伝には三〇億錢を「王府に充つ」と述べている。明らかに中央の財庫に収納されているのであるから、むしろ中央財政の規模とみる方が妥当なのではないだろうか。そこで財源との関連が問題となる。

中央財政の基幹的財源をなすものとして献費（貢獻）がある。影山氏が均輸・平準の改革対象となつたとみなすものである。『漢書』卷一高

帝紀下二一年（前一九六）二月の条に次のことがある。

二月。詔して曰く、賦を省かんと欲すること甚だし。今献に未だ程（法式）有らず。吏に多く賦して以て献と為すもの或り。而して諸侯王尤も多く、民これを疾む。諸侯王・通侯に令して、十月を以て朝献せしめ、及び郡は各おの其の口数を以て率り、人ごとに歲ごとに六十三錢、以て献費に給せしめよ。

この詔勅の「郡ごとに、その人口数によつて計算し、一人一年六三錢の割合で、献費に充当せよ」とあるのをどう理解するかについては多くの意見がある。吉田虎雄氏は算賦（一人一二〇錢・一五・五六歳負担）とは別に丁男に課された人頭税と考え、平中英次氏は「六十三錢」を「二十三錢」と見て「錢二三錢（七）一四歳負担」と考える。⁽³⁾これに対して山田勝芳氏は、均輸・平準の「賦輸」の解釈にかかわって、宮崎市定氏の説を参照し、算賦の上供部分と理解する。⁽¹⁰⁾献費の財源が算賦のみであるか否かは問題であるが、これを地方から中央への上供部分とする理解は示唆に富む卓識である。算賦は高祖四年（前二〇三）八月に制定されたものである。⁽¹¹⁾ここでは「欲省賦甚。献未有程」と述べており、賦 \parallel 献費には明確な規定が存在していなかつたことが明らかである。いまだ定制化されていない賦 \parallel 献費と算賦とは別物であり、少なくとも地方から中央への財物の上供部分であることは明白である。賦 \parallel 献費の財源が算賦のみであるか否かについては後に決着をつけることにし、いま少し献費 \parallel 上供説を展開しよう。

「其の口数を以て率り」とある以上、賦 \parallel 献費の計算単位は全人口である。⁽¹²⁾前漢末の人口は、「漢書」地理志によれば約六〇〇〇万人である。これに賦 \parallel 献費一人当たり六三錢を乗ずると約三八億錢となる

〔六〇〇〇万人×六三錢 \parallel 三七八〇〇〇万（錢）〕。これに田租の上供分をなす山東地域からの穀物漕運四〇〇万石（一石一〇〇錢として四億錢）を加えると、約四二億錢になる。⁽¹³⁾この数値は前漢後期の大司農財政の総額に奇しくも一致するのである。中央へ納付されるべき賦 \parallel 献費と漕穀とが約四〇億錢にのぼり、大司農財政の総額に一致するものである以上、これを全国的な財政規模とみることはできない。献費規定は、高祖一年制定以後改定の史料がなく、祖宗の法として後漢末まで継承されたものと考えられる。賦 \parallel 献費が地方租税からの上供部分をなし、中央・大司農財政の基幹的部分を構成したことは疑いない。そこで次に、漢代の社会的総生産量・社会的総生活手段（必要労働）量・社会的総剩余労働量の上にこの四〇乃至六〇億錢を載せてみて、その性格を考えることにしよう。

社会的総生産量(a)	粟24,9000万石
社会的総生活手段量(b)	16,8000万石
社会的総剩余生産量(c)	8,1000万石
国家収取総量(d)	4,8600万石
中央財政額(e)	4000万石
	d/c = 60 %
	d/a = 19.5 %
	e/c = 4.9 %
	e/a = 1.6 %
	e/d = 8.2 %

表 I 「前漢後期社会的総生産表」は、いくつかの個別的史料によつて作成した推定値である。⁽¹⁴⁾かなりの誤差を含む概数に過ぎないが、一応の参考とすることができよう。これによれば、社会的総剩余生産に対する国家収取総量――国家の農民収奪量は、六〇%である。漢代農民に対する国家的収奪は、「塩鉄論」未通篇や『漢書』食貨志の王莽の詔勅によれば、田租・口賦に更賦（更徭）を加えると全収穫量の半分

に及んだといわれる。⁽⁵⁾ これには誇張があるが、六〇%の収奪率ならばそう考へても無理はないだろう。この国家収取総量に大司農財政四〇乃至六〇億錢を対比してみよう。大司農財政四〇億錢は、約八・二%に相当するに過ぎない。かくして大司農財政四〇乃至六〇億錢が中央財政の規模を表すものであつたことを確認できるとともに、漢代の中央財政は社会的総生産・総剩余生産・國家収取総量に対してかなり小規模なものであつたことが分かる。むしろ、これらのことは国家によつて収奪された剩余が、地方郡国において膨大な量をもつて蓄積されていたことを推測させるものである。

以上の考察によつて、漢代の中央・大司農財政は、地方郡国より上供される賦^{II}・獻費および漕穀を基幹的財源とし、四〇乃至六〇億錢の規模をもつものであることが分かつた。ここで注意すべきは、四〇乃至六〇億錢の規模がすべて現錢額をあらわすものではないことである。漢代とりわけ前漢期の財政は錢額によつて統一的に運営されたが、それは錢額に換算されたさまざまの財物を含むものであつた。たとえば、居延漢簡に次の例がある。

- 朱千秋入穀六十石六斗六升大。直二千一百廿三。●入錢千二百。
- 凡錢三千三百廿三。(一九・二六、九〇・四五、九〇・六〇、一九二・三九接合 労幹編『居延漢簡』図版之部 第五葉)
- 董次入穀六十六石。直錢二千三百二十。●入錢二千一百八十七。
- 凡錢四千四百九十七。(三〇三・三 図版第二十七葉)

ここでは穀物と現錢とを錢額に換算して記帳している。文献にも、例えば『漢書』卷六五東方朔伝には自らの不遇を朱儒と対比して次の如く述べるくだりがある。

朱儒の長けは三尺余なるも、俸は一囊の粟・錢二百四十なり。臣朔の長けは九尺余なるも、亦た俸は一囊の粟・錢二百四十なり。朱儒は飽きて死せんと欲し。臣朔は飢えて死せんと欲す。

前漢期の俸禄は錢額の月俸制であった。ここでは一袋の粟を二四〇錢に換算して支給している。一月の食糧はすでに見たように通常一・五石であり、粟一石の価格は一〇〇錢である。ここに現れる一袋の粟は、話の内容から見て恐らくは二石であり、一石一二〇錢で換算されたものと考えられる。俸禄でさえ場合によつては錢額相当の現物で支給されたことが分かる。漢代財政は錢額表示によつて統一的に運営されていたが、決して現錢のみによつて運営されていたわけではない。四〇乃至六〇億錢の錢額が現物の錢換算額を含んでいたことは明らかである。均輸・平準において、「遠方に令して各おの其の物の異時に商賈の転販せし所の如き者を以て賦と為し、而して相い灌輸せしむ。平準を京師に置き、都て天下の委輸を受けしむ」(『漢書』食貨志)とあり、「往者ごろ郡国諸侯、各おの其の物を以て貢輸す。往来煩雜にして、物多く苦惡なり。或いは其の費を償わず。故に郡ごとに輸官を置きて、以て相い給運し、而して遠方の貢に便にする。故に均輸と曰う」(『塩鐵論』本議篇)とあり、「急就章」顏師古注に「遠方の賦税を輸する者、或いは雜物を以てこれに充つ」と解釈するのは、賦^{II}・獻費が元來錢額相当の現物をも含んでいたことを示すものであり、上記の考察を互証するものである。賦^{II}・獻費が算賦だけを財源とするとは考えられない理由の第一である。

ここで改めて問題になるのは、中央財政の基幹的財源をなした賦^{II}・獻費である。均輸・平準の根底にあり、『漢書』食貨志に六たび登場した「賦」こそこの獻費の主たる内容だったからである。先に見たとおり

「民は賦を益さずして天下の用饒つ」たのであり、均輸・平準の施行によって賦・献費の増額・改訂なくして、一応の財政改革が達成されたのである。改革の内容は、賦・献費そのものではなく、むしろその輸送・物流の円滑化にあつた。⁽¹⁶⁾ 每年約四〇億錢にのぼる地方からの財物上供は、漢代社会における物流の基幹的部分をなすものであり、これにかかわる阻害要因は社会的再生産に大きな影響をもたらさずにはいない。武帝期の献費総額がどれだけあつたか不明であるが、四〇億錢に近いものであつたことは否めない。そうして、武帝期における戦争と新郡の設置とによる对外膨張政策および積極的な土木事業政策の推進はこれまでの物流のありかたを超えるものであり、賦法の維持が政治問題化してきたに違いない。ここに賦・献費を財物とする物流の円滑化が要請され、均輸・平準が立案された根本的原因がある。

しかしながら、単に定額化された財政的物流部分の円滑化のみによつて、この時期の財政改革が達成されたとは考えられない。これにかかわつて漢代財政の次の如き特質を指摘しなければならない。漢代では、例えば東郡に千余万錢の貯備があり、河内郡に四〇〇万斛の田租収取のあつたことが知られているよう⁽¹⁷⁾に、地方（郡国）で農民から収取した剩余生産物は基本的に地方に貯備されたことである。これについては先にも推測しておいたし、また藤田勝久氏も漕運機構の分析を通じて、租粟が原測しておいたし、また藤田勝久氏も漕運機構の分析を通じて、租粟が原則として地方郡国に貯備されたことを指摘している。⁽¹⁸⁾ 更に言えば、元朔五年（前一二四）の朔方郡一帯への軍事出動にかかわって、『漢書』卷二四食貨志下は次の如く述べている。

又た十万余人を興して朔方に築衛するに、転漕甚だ遠く、山東自り咸な其の労を被り、數十百鉢万を費やし、府庫並びに虚し。

この時、山東をはじめとする華北の中心地帯から八〇乃至一〇〇億にのぼる財物が朔方への転送に費されたのである。⁽¹⁹⁾ これは、中央財政の二年から二年半分に相当する財物がこれらの地方に貯備されていたことを明示している。たゞ重なる軍事支出の後にあってもこのような巨額にのぼる財物が地方に貯備されているのである。そして、この地方的收取・貯備の中から人口率に応じて中央へ分割上供されたのが賦・献費である。これは漢代財政の基盤が地方郡国にあり、中央大司農財政がそこからの再配分部分によって構成されるものであったことを示している。すなわち、中央政府の財政主権になお一定の限界があり、中央集権的財務行政が貫徹されていなかつたことを示しているのである。

郡国には上供部分の他にお膨大な地方的貯備が残されていた。均輸・平準施行にあたつて、定額化された財政的物流部分の円滑化とともに、この貯備部分に対しても中央の積極的な介入が当然あつたはずである。それを表現するのは『漢書』食貨志に見られた「委輸」という言葉である。地方的貯備と「委輸」とについては財政的物流の角度から章をあらためて論ずることにしよう。我われの当面する課題は、さらに進んでこうした地方からの上供による中央財政の構成のありかたが何時の時代に始まるのか、つまり漢代中央財政の起源を探ることにある。

漢代中央財政の起源を探るために注目すべきは、『史記』卷五秦本紀に見える孝公二年（前三五〇）の商鞅第二次変法に関する次の記事である。

十二年。咸陽を作為し、冀闕を築き、秦徙りてこれに都す。諸もろの小郷聚を并せ、集めて大県を為る。県ごとに一令、四十一県なり。田を為めて阡陌を開く。東地洛を渡る。十四年。初めて賦を為

む。……

戦国秦国の孝公一四年（前三四八）の賦の制定については、『史記』索隱に引く譙周のように軍賦の創設とみる考え方や、これを算賦の先駆形態と考へる人が多い。⁽²⁰⁾しかし、『史記』集解に引く徐広は「貢賦の法を制するなり。」と述べて、端的に地方（県）からの租賦上供の法を制定したものであると指摘している。秦国において孝公一四年以前に農民を直接の対象とする賦が徵収されていたことは、孝公三年（前三五九）の第一次変法のなかに「民に二男以上有りて分異せざる者はその賦を倍にする」（『史記』卷六八商君列伝）と規定されていることによつて明らかである。一四年條に「初為賦」とある以上、第一次変法段階の賦の改定と考へることはできない。それゆえ譙周のように軍賦の創設とみる者も出てくるのである。しかし軍賦説はこれを積極的に傍証するものもなく、従いがたい。

賦には古典的な意味としてミツギモノの義がある。⁽²¹⁾例えば『書經』禹貢の「厥ノ賦ハ惟レ上ノ上錯ル」に付された偽孔伝は「賦は、土地の生ずる所、以て天子に供するを謂う」と注解する。地方から天子へのミツギモノの意である。また『周礼』天官大宰の「八則を以て都鄙を治む」の「五に曰く賦貢。以て其の用を馴す」に付す鄭玄注は「賦は、口率もて泉（錢）を出だすなり。貢は功なり、九職の功の税する所なり」と解する。都鄙關係を律する八原則の一つである「賦貢」についての鄭玄の理解は、漢代の八歳から一四歳までの男女が負担した一人二三錢あての口賦や算賦等の人頭税を指すものではなく、明らかに漢高祖一一年の「各おの其の口数を以て率り、人ごとに歲ごとに六十三錢」を出させた賦^{II}献費を念頭においたものである。⁽²²⁾孝公一四年の賦の制定は、首都建

設・県制・田制施行をうけて行われたものである。上記の賦の理解のうえに「初為賦」を載せてみれば、新しい地方制度である県から首都咸陽への租賦上供関係を規定したものと考へるのが自然であり、高祖一年の献費が商鞅変法の仕上げをなす賦法を襲うものであつたことを互証できるであろう。

これにかかわつて注目すべきは、『漢書』食貨志の次の記述である。

始皇に至りて、遂に天下を并せ、内に功作を興し、外に夷狄を攘い、泰半の賦を收め、閭左の戍を發す。

著名なこの記事は、土木事業を行うために三分の二に及ぶ賦を課し、对外戦争を遂行するために里の半数に及ぶ戍卒の徵発を実施したこと述べたものである。ここに現れる「泰半の賦」を農民の収穫の三分の二に及ぶ収奪と考へることは、対になる「閭左の戍」が里の半数を指示するものである以上、不可能である。この賦は献費を指すものであり、地方（郡）から中央に対して、財物の三分の二を上供させたとみるのが自然であろう。⁽²³⁾かくして高祖の賦^{II}献費規定は、秦の地方収奪を緩和する政策をとつたものと理解することができる。

高祖一年の賦^{II}献費規定は、地方から中央への財物の上供割当を規定するものであり、それは秦漢統一国家の骨格を定礎した商鞅変法の仕上げをなす賦法の制定に淵源するものであった。創設当時の賦法の詳細な規定は不明であるが、統一秦帝国にもうけつがれ、誇張もあるであろうが、この時には三分の二におよぶ地方収奪が行われた。漢代にはいつて高祖は漢王朝の租法としてこれを定額化し、各郡の人口一人当たり六三錢に限定し、中央財政と地方財政の間に一定の再配分関係をうちたてたのである。そうして、この関係の中にはらまれる問題を浮き彫りに

したのが武帝期の外征と土木事業による財政全体の疲弊であり、中央と地方とを律する賦法の維持が政治課題となつた時に実施されたのが均輸・平準なのであつた。

我われは、漢代財政における中央と地方との関係をより具体的に把握すべきところに来ている。

三 漢代の財政的物流——委輸と調均

前章では毎年約四〇億錢にのぼる賦・献費の上供が漢代社会における物流の基幹部分を構成したこと述べた。しかし、漢代の財政的物流はこれにとどまらずより広い内容をもつていた。均輸・平準の理解は、このことをぬきにしては不可能である。それを端的に示すのは、『統漢書』百官志大司農條の劉昭補注が引く王隆『小学漢官篇』およびこれに対する胡広の注である。それらをまず挙示することにしよう。

王隆が『小学漢官篇』に曰く、調均報度、輸漕委輸、と。胡広が注に曰く、辺郡諸官の調を請う者、皆為に調均してこれに報給するなり。水を以て輸を通ずるを漕と曰う。委は積なり。郡国に積聚する

所の金帛貨賄、時に隨い諸れを司農に輸送するを委輸と曰い、以て國用に給す、と。

王隆は前後漢交替期の人、胡広は後漢中期の人である（『後漢書』文苑列伝第七〇上王隆伝、同書胡広列伝第三四）。とりわけ胡広は大司農・司徒・司空を歴任した高級官僚であり、その注記は信頼性の高いものである。ここで解説されているのは、二種類の財政的物流形態である。第一は調均であり、第二は委輸である。前章との関連をふまえて、まず委輸の物流形態について概観することにしよう。

次に②の中央の指令で地方へ輸送される場合の委輸について見てみよう。例えば、即位まもない王莽は、財政の充実をたのんで匈奴に威を示そうとして「十二部の將率を挙げ、郡国の勇士・武庫の精兵を発し、各おのの屯守する所有らしめ、委輸を辺に転」じて、その内容は、三〇万の兵隊と三〇〇日分の軍糧であり、山東沿岸から江淮に及ぶ地域からの委輸の転送であった。²⁵⁾また、後漢安帝期に一〇年にわたって展開された対羌族戦争では、「軍旅の費は、委輸を転運し、二百四十余億を用う。府帑は空竭にして、内郡に延及す」（『後漢書』西羌列伝第七七）るほ

胡広の注記によれば、委輸とは、中央財政の必要性に応じて郡国に貯備されている財物を大司農へ輸送する形態である。これは委輸の基本形態を述べたもので、具体例を見るとこの①中央経費になる場合のほかに、②中央からの指令で地方へ輸送される場合の二形態を区別することができる。委輸の基本形態である①中央経費になる例としては、すでに見た『漢書』食貨志の「遠方に令して各おの其の物の異時に商賈の転販せし所の如き者を以て賦と為し、而して相い灌輸せしむ。平準を京師に置き、都て天下の委輸を受けしむ」とあるのが典型である。これによれば、随時の輸送だけでなく、賦・献費をも含んで、地方から中央・大司農への財物輸送を委輸といったことが分かる。この形態は後漢末まで維持された。徐州牧として割拠していた陶謙が笮融に廣陵・下邳・彭城三郡の軍糧輸送を監督させたところ、「遂に三郡の委輸を断ちて、大いに浮屠寺を起こした」のがその例である（『後漢書』陶謙列伝第六三）。こうして、地方から中央財政へ輸送される財物の中に、毎年四〇億錢にのぼる定量の賦・献費および漕穀と隨時中央の必要に応じて輸送される委輸とが区別されるのである。

どであつたと伝えられる。これらの場合の委輸は、形態としては後に見る「調均」に近いものである。

以上を通じて、より一層具体的に把握しておくべきは、委輸の意味そのものである。委輸の通常の用例には車による陸運輸送を指す場合があるが、漢王朝の制度としては郡国に委積（貯備）されたものを中央に輸送することを委輸と言つた。例えば、『漢書』卷七二鮑宣伝の「三輔の委輸の官、敢て姦を為さず」の委輸について、顏師古は「委輸とは、委積を輸するを謂う者なり」と注解している。問題は委積の意味と性格である。これについては、『周礼』地官遣人条とこれに対する鄭玄の注解が参考になる。そこにはこうある。

遣人は、邦の委積以て施惠に待え、郷里の委積以て民の歎阨に恤し、

門閥の委積以て老孤を養い、郊里の委積以て賓客に待え、野鄙の委積以て羈旅に待え、県都の委積以て凶荒に待うるを掌ざる。○〔鄭注〕委積とは、廩人・倉人、九穀の数を計りて国用を足らわし、其の余を以てこれに共（供）するものにして、所謂法用を余すところのものなり。職内の邦の移用も亦此の如くするなり。皆な余財を以てこれに共（供）す。少を委と曰い、大を積と曰う。

鄭玄の注解を参照して委積の意味を敷衍すれば次のとくなろう。委積とは、国用すなわち中央財政のみならず、郷里・郊里・野鄙・縣都等、地方の年間経常経費——「法用」を除外した残りを貯備し、飢餓や社会的弱者の救済に備えるものであった。遣人の委積——貯備する財物は、鄭注によつて穀物であることが分かる。このほか、委積を担当する官として『周礼』地官の委人があり、薪芻材木の貯備を主幹している。⁽²⁷⁾ 遣人の鄭注に見える職内は、「周礼」天官に属する官であり、賦入を掌り、

その財物を帳簿に記帳して「邦の移用に待え」るのを職務とする。ここに見える移用について、鄭玄は「転運して他に給す」と注釈している。遣人・職内の鄭玄注を参照すれば、明らかに委積は中央・地方において貯備される穀物・薪芻材木等の財物であり、飢餓や社会的弱者の救済に備えるとともに、転送して他地方・他官府の財政的需要に給せられるものであつたことが分かる。

この理解は、漢代の現実の委積を把握するのにもつながるものである。例えば、『塩鉄論』輕重篇第一四の御史と文学との対論に次の如くある。御史曰く、……今天下の富、海内の財、百郡の貢を以てするに、特に斉・楚の蓄、趙・魏の庫のみに非ざるなり。委を計り入を量れば、急にこれを用うと雖も、宜しく乏絶の時無かるべし。……

文学曰く、……倉廩の委を転じ、府庫の財を飛ばして、以て辺民に給す。中国は徭賦に困しみ、辺民は戍禦に苦しむ。……

御史と文学との議論の前提となつてゐる「計委量人」、「転倉廩之委」は明らかに委積と委輸とを指してゐる。また『塩鉄論』本議篇第一において「塩鐵均輸は、委財を通じて緩急を調する所以のもの」であると御史大夫が説明しているのも、委積の転輸を指摘するものである。さらに、後漢の樂安王劉鴻は、その子が質帝となつた時、「樂安の国土卑湿にして、租委鮮薄なるを以て」勃海王に改封されている（『後漢書』章帝八王列伝第四五千乘王仇伝）。ここに見える「租委」の委について、同条の李賢注は「委は委輸を謂うなり」と解釈している。委輸とすれば財物の中央への転送が少ないこととなる。財物転送が少ないということは、それだけ財物が王国に蓄積されることを意味し、落ち着かない。「租委鮮薄」は財政の貧しいことを言うのであるから、ここは端的に委積と解

積し、租税収入と財政的貯備が少ないと理解すべきであろう。また、漢末の仲長統は「遠州の県」に対する一六の政策の一として「農桑を急にして以て委積を豊かに」することを提言している（『後漢書』仲長統列伝第三九所引『昌言』損益篇）。委積は、当然のことながら県段階においても存在したのである。先に挙げた胡広の注記は、「郡国に積聚する所の金帛貨賄、時に隨い諸れを司農に輸送するを委輸と曰」つたと述べている。『周礼』遣人・委人に見える穀物・薪芻材木だけでなく、郡国には貨幣・金・絹布など豊富な財物が當時蓄積されていた。漢代の地方郡国や中央諸官府には委積と呼ばれる財政的蓄積があり、それが中央もしくは他地方の財政的需要に応じて輸送される場合、これを委輸と呼んだのである。

ところで、『周礼』地官大司徒条に、

凡そ邦国を建るに、土圭を以て其の地を土（度）り、而してその域を制す。諸公の地、封疆方五百里、其の食する者半ばなり。諸侯の地、封疆方四百里、其の食する者参の一なり。諸伯……参の一なり。諸子……四の一なり。諸男の地、封疆方百里、其の食する者四の一なり。

漢代の財政は、地方郡国が第一に農民的剩余を收取し、そこから賦（獻費）および漕穀が中央への再配分部分として輸送されたのであり、残りは地方に存留された。この存留部分のうち地方で経常的に経費として支出される部分以外は、大司農の管理下に置かれたが、それらは委積として地方に貯蔵され、理念としては災害や社会的弱者の救済用にあてがわれたのである。均輸・平準の施行によって国家が介入したのはこの委積として地方に貯備された財物であり、その中央財政への積極的くりこみと物流の活性化であった。「塩鐵均輸は、委財を通じて緩急を調する所以のもの」（『塩鐵論』本議篇第二）であると述べる御史大夫の説明は、その端的な表現である。

漢代の諸侯国の財政は、各国の経常経費をさしひいて、その残りを大司農の穀物として中央に貢献することになっていたことが分かる。武帝期以後の王国は郡県と実質上その制度を同じくしたから、鄭玄の指摘は郡

の財政制度にも適用できるはずである。とすれば、漢代の地方郡国において第一に收取される農民的剩余は、(1)各郡国の経常財政、(2)中央への上供・貢献部分に二分割されていたことが分かる。そうして、この上供・貢献部分はまた、(1)錢だての賦（人口×六三錢）と(2)「司農穀」の穀物とに分類されていたのである。注意すべきは、この「司農穀」が「度支經用の余」であると規定されていることである。それは先に引用した遣人の鄭注「委積とは、廩人・倉人、九穀の数を計りて國用を足らわし、其の余を以てこれに共（供）するものにして、所謂法用を余すところのものなり」の「法用の余」と同質のものなのであった。つまり、「司農穀」はすべてが上供されるものではなく、地方に存留されて委積の一部を構成したものと考えられるのである。

察から言えど算賦に限る必然性はでてこない。地方で收取する財物には、算賦以外に田租・口賦・訾算（財産税）・徭役の代納錢としての更賦（過更錢）などがあり、多様な形態で蓄積されたのである。賦＝献費の財源はこのようない方事が第一に取得した錢だて部分の財物であり、各郡の人口数に一定の錢額六三錢をかけて中央に再配分させたものであつた。そして、多様な形態で地方に蓄積された委積のなかから隨時中央の財政的需要に応じて転送されたのが委輸なのである。

次に、委輸と対になる調均（調均報度）の制度について考えることにしよう。胡広によれば、「邊郡諸官の調を請う者、皆為に調均してこれに報給する」のが調均（調均報度）である。これについては、『統漢書』百官志大司農条本注にも次の如く見える。

本注に曰く、諸もろの錢穀金帛・諸もろの貨幣を掌る。郡国より四時に月旦見錢穀簿を上まつる。其の通して未だ畢らざるものは、各おの具してこれを別にする。邊郡諸官の調度を請う者あれば、皆為に報給し、多きを損じ寡きものに益し、取りて相いに給足せしむ。

これによると、大司農は、春夏秋冬の四度にわたって各郡国から「月旦見錢穀簿」という財物の現在高報告書と租税未納高報告書とを受け、帳簿上、各地方の財政状況を把握していたのである。大司農は、邊郡の諸官府より財政的支援の要請があつた時、これに基づいて各郡国との現在高の調整を行いつつ地方財物の転送を命じ、邊境の財政需要を充たすのである。その財源が委積であったことはいうまでもない。

委輸が基本的には中央の財政的需要に応じて地方の委積・貯備より中央へ隨時転送される垂直的物流であるとすれば、調均は、邊郡からの大司農への財政支援依頼によつて実行される物流であり、大司農の指令に

より地方の委積＝貯備より邊境へ転送される平行的物流である。しかし

ながら、具体的な史料より調均のありかたを帰納してみると次の二形態に区別することができる。第一は内郡から邊郡への物流であり、第二は内郡間の物流である。以下に、その具体例を挙げて説明を加えておこう。

第一の内郡から邊郡への物流は、上述によつて明らかとなつており、調均の基本形態をなすものである。その典型例は、第一章で紹介した『漢書』食貨志の均輸・平準にかかわる(1)と(4)の段落の事例である。(1)では南方に新設された一七郡の経常経費を隣接諸郡に供給させたこと、及びそこで時どきに起る反乱に対する軍事経費を「均輸を以て塩鉄を調して賦を助け」ることによつてまかなつたことを記し、(4)では「它郡は各おの急処に輸し、而して諸農は各おのの粟を致し」「邊は穀を余す」ようになつたことを記していた。(1)の場合は財源が塩鉄専売收入ではあるが、隣接諸郡による新郡への経常経費補助とともに調均の典型例としてよい。なお、ここでは調均がさらに進んで制度化されていた事例を紹介しておこう。それは東北邊境の場合である。伏湛によると「漁陽以東、本と辺塞に備う。地外虜に接し、貢稅徵薄なり。安平の時すら、尚お内郡に資つ」(『後漢書』伏湛列伝第一六)といふ状態であった。この内郡からの援助とは、別に「旧と幽部は荒外に應接し、資費甚だ廣し。歲ごとに常に青・冀の賦調一億有余を割き、以てこれに給足す」(『後漢書』劉虞列伝第六三)とあるように、河南・河北方面からの賦＝献費の委輸と調均による年間一億余りの経常的財政援助があつたことが分かる。

最近、大柳敦弘氏は、陸運組織にかかわる居延漢簡の分析を通じて、厝・貝丘（以上清河郡）、館陶・元城・内黄（魏郡）、冠軍・新陽・新野・順陽（南陽郡）、□平（淮陽郡）、睢陽（梁国）、賈陽（不明）の漢代の財政運営と国家的物流

各県から居延への物資輸送の諸例を紹介し、内郡の諸県を主体とする輸送機構を明らかにした。また、佐原康夫氏は、居延漢簡に見える月俸の財源をなした「都内賦錢」「河内賦錢」などの検討から、均輸・平準のシステムによって、辺境で不足した物資が中央から補給されるだけなく、郡単位に融通しあうことが可能になつたと指摘している。すべてを調均の例とすることはできないが、それらは今日の河南・河北省に位置した諸郡県から西北辺境へ定期的および不定期的な物流があつたことを明示するものである。⁽²⁹⁾

第二の内郡間の物流について先ず挙げるべきは、建始四年（前二九年）の黄河決壊にともなう水害に対し、「大司農の非調を遣わし、錢穀を河の決して灌せし所の郡に調均せしめ」（『漢書』卷二九溝洫志）たことである。どこから調均したのか、具体的な記述を欠いているが、隣接諸郡からの転送であつたに相違ない。また、後漢安帝期の永初元年（後一〇七）九月には、「揚州五郡の租米を調し、東郡・濟陰・陳留・梁国・下邳・彭城・山陽に贍給」（『後漢書』安帝本紀第五）したことや、さらには質帝期の本初元年（後一四六年）一月には、九江・広陵二郡に対し「比郡の見穀を調し、窮弱に出廩し、枯骸を收葬」（『後漢書』質帝本紀第六）せしめた事例などがある。⁽³⁰⁾ 内郡間の調均による物流は、残存史料から見るかぎり主として災害対策として調発転送されたものであり、租米を含んではいるが、『周礼』遣人の委積の目的に合致している。

以上の考察から分かるように、漢代の地方郡国には、中央の大司農財政にくりこまれる賦^Ⅱ・献費および漕穀と各郡国の経常経費となる部分の他に、委積と呼ばれるかなり膨大な貯備が存在していた。委積をはじめとする地方財物の現在高は、年四回にわたって大司農に報告された。大

司農はこの帳簿によつて委積を管理し、中央・地方の財政的需要に応じて転送を命じ、全国的な財政的均衡を調節したのである。主として中央の財政的需要に応じて転送される場合、これを委輸と呼び、辺郡をはじめ郡国との財政的需要に応じて各郡国間で均衡を保ちつつ財物が転送される場合、これを調均と呼んだのである。

二章にわたる考察によつて明らかになつたことは、次のこともである。国家によつて田租・算賦・口賦・更賦等の形態をとつて收取される漢代の農民的剩余は、まず地方の郡国に一括して存置された。この中から各郡の人口数に六三錢を乗じた錢額相当の財物が賦^Ⅱ・献費として中央に再分配され、大司農財政の基幹を構成した。田租として收取された穀物は、基本的には地方に貯備されて委積となつたと考えられるが、関東の諸地域からは当初毎年数十万石、武帝期とりわけ均輸・平準施行期には六〇〇万石、その後前漢後期を通じて四〇〇万石が首都へ漕運された。⁽³¹⁾ 每年全国から首都長安へ輸送される約四〇億錢相当の財物と四〇六〇〇万石の穀物とは漢代の物流の基幹的部分を構成した。外見上盛況を呈した前漢期の商業的流通もこれになんらかのかかわりをもつて達成されたものと考えられる。

郡国の方的経常経費を除く財物——穀物・薪芻材木等は、委積として地方に貯備された。この委積を財源として、地方郡国から隨時中央大司農に輸送される錢物の垂直的物流が委輸であり、中央大司農を指令的媒介とする各郡国間の水平的物流が調均である。

漢代財政の特質は、農民的剩余が基本的に地方郡国に蓄積（委積）され、そこから賦輸・委輸・調均の物流制度を通じて中央・地方の財政的需要をこなし、全体的均衡を達成したところにあり、中央大司農の財政

的指揮権は成立していたが、中央集権的財務行政はなお確立していないかったと言える。

おわりに——再び均輸・平準へ——

叙上の考察をふまえて、いま一度均輸・平準をも含む漢代の国家的物流形態の特質を述べ、小論のむすびとしたい。

大前提になるのは、地方郡県において収奪された農民的剩余が第一に

各郡県において蓄積され、委積として貯備されたことである。均輸・平準はこの農民的剩余をとりわけ中央財政と辺境軍事経費として効率的に流動させるために施行された財政政策なのであつた。均輸・平準の直接的な対象は、貢献（賦輸・献費）と委輸とによって地方から中央へ上供・転送される財物であり、前漢後期においては毎年四〇億錢相当の財物と四〇〇万石の穀物を基幹として展開される財政的物流である。均輸は、大司農部丞派遣による輸送費・輸送の中央管理と輸送負担の平均・公平化をはかるものであり、平準は、(1)上供・転送される財物の中央地方間の平価調節と(2)中央に集まつた財物の平価調節を目的とするものであつた。³² それ故、結果的に中央大司農に財物が集中し、中央諸官府に対する財物給付が大司農の下に統制され、市においてその一部が売買されることもあり得た。こうして国家による商業的色彩を帯びることがあっても、それは均輸・平準の本質ではない。中央的財政需要を効率的に調達し、地方に貯備された委積を大量に流動化させるのが均輸・平準の本質であり、「塩鉄均輸は、委財を通じて緩急を調する所以のもの」と言う『塩鉄論』本議篇の御史大夫桑弘羊の言葉こそこの本質を道破するものである。商業的色彩はこの国家的物流の部分的現象形態でしかない。³³

注目すべきは、貢献四〇億錢以外の財政的物流形態である委輸と調均のうち、今日に残存する史料によるかぎり、調均の形態が武帝期以後にようやく散見されることである。³⁴ 貢献・委輸による垂直的物流にくわえて各郡国間・内郡邊郡間の水平的物流が積極的に推進されるのは均輸・平準施行期以後である。均輸・平準こそは、後漢期の『小学漢官篇』と胡廣の注釈に定式化される漢代国家の財政的物流形態を創造するものであつた。

結局、均輸・平準は、貢献・委輸・調均からなる漢代の財政的物流をより効果的に達成し、中央大司農による地方への財政主権（指揮権）の浸透と整備を図つたものであり、中央政府による地方収奪と農民的剩余に対する指揮権の強化にはかならない。

〔註〕

(1)

加藤繁「漢代に於ける国家財政と帝室財政との区別並びに帝室財政一斑」
（『支那經濟史考証』上 東洋文庫 一九五二年）

増淵龍夫「先秦時代の山林藪沢と秦の公田」（『中国古代の社会と國家』
弘文堂 一九六〇年）

山田勝芳「漢代財政に関する一考察」（『北海道教育大学紀要』第一部B
第三三卷第一号 一九七二年）、「漢代財政制度変革の経済的要因について」
（『集刊東洋学』第三二号 一九七四年）、「王莽代の財政」（『集刊東洋学』
第三三号 一九七五年）、「後漢財政制度の創設について」（上・
『北海道教育大学紀要』第二部第二七卷第二号 一九七七年、下・『人文
論究』第三八号 一九七八年）、「後漢の大司農と少府」（『史流』第一八
号 一九七七年）、「前漢武帝代の祭祀と財政——封禪書と平准書」（『東
北大教養部紀要』第三七号 一九八二年）、「前漢武帝代の財政機構改
革」（『東北大学東洋史論集』第一輯 一九八四年）等。

重近啓樹「中国古代の山川敷沢」（『駿台史学』第三八号 一九七六年）。なお帝室財政－山川敷沢問題とかかわって公田仮作やその経営形態の研究が一連の課題をなしているが、ここでは割愛する。

このほか漢代の財政史をあつかつたものとして、越智重明「漢代の財政について」（『九州大学東洋史論集』第一〇号 一九八一年）、楠山修作「漢代における国家財政について」（『史林』第六三卷第三号 一九八六年）がある。

(2) 山田勝芳「均輸平準と桑弘羊——中国古代における財政と商業——」（『東洋史研究』第四〇卷第三号 一九八一年）、「均輸平準の史料論的研究」（二）（『歴史』第六一輯、第六二輯 一九八三、八四年）

影山剛「均輸・平準と塩鉄専売」（『岩波講座世界歴史』四 一九七〇年）、「桑弘羊の均輸法試論」（『東洋史研究』第四〇卷第四号 一九八二年）。なお同氏著「中国古代の商工業と専売制」（東京大学出版会一九八四年）は、専売・商工業についての貴重な成果の集成である。

越智重明「均輸法をめぐって」（『古代文化』第三五卷第三号 一九八二年）

均輸平準の専論ではないが、桑弘羊の財政改革と漢代財政一般について論究した論文として、稻葉一郎氏に「桑弘羊の財政策」（『三田村博士古稀記念東洋史論集』『立命館文学』第四一八・四二二合併号 一九八〇年）がある。

藤田勝久「前漢時代の漕運機構」（『史学雑誌』第九二編第二二号 一九八三年）

大槻敦弘「秦漢国家の陸運組織に関する一考察——居延漢簡の事例の検討から——」（『東洋文化』第六八号 一九八八年）

(3) この研究分野についてはあまりにも業績が多いので一一列挙することはひかえたい。小論にかかわるものとしては、前掲注（1）加藤著書、平中菴次『中国古代の田制と税法』（東洋史研究会 一九六七年）、吉田虎雄『兩漢租税の研究』（一九四二年 大安 一九六六年再版）、楠山修作『中國古代史論集』（朋友書店 一九七六年）がある。

(4) 佐原康夫「居延漢簡月俸考」（『古史春秋』第五号 一九八九年）

(5) 前掲注（2）両氏『東洋研究』掲載論文参照。なお前掲注（2）越智論文は、三期にわけて均輸法の展開を論ずるところに特徴がある。

(6) 前掲注（1）諸論文参照。

(7) 本文については、別に『文選』卷三六王融「永明九年策秀才文」に付す李善注が引く桓子『新論』に「漢宣已來。百姓賦錢。壹歲余二十萬。禁藏於都内」の逸文が残っている。これによつて、定を宣とするのが大勢であり、小論もこの立場に立つ。これに対する批判としては、稻葉氏前掲注(2)論文注(2)がある。

(8) 『漢書』卷八六王嘉伝に、
孝元皇帝奉承大業。溫恭少欲。都內錢四十萬万。水衡錢二十五萬万。
少府錢十八萬万。

と見える。恐らくは貯備額であろうが、少府・水衡をあわせた国家中央財政の大枠を知ることができる。

(9) 前掲注（3）吉田著書第一〇節「貢獻」、平中「漢代の馬口錢と口錢」（前掲注（3）著書所収）参照。

(10) 前掲注（2）『東洋史研究』論文。宮崎氏の説は、漢王朝の直轄郡から

の算賦上輪分六三錢とし、残る五七錢を地方財政くりいれ分とするものである（「古代中国賦税制度」『アジア史研究』第一 東洋史研究会一九五七年）。

(11) 『漢書』卷一高祖本紀上高祖四年条に、「八月。初為算賦」とあり、同条に付す如淳注に「漢儀注。民年十五以上。至五十六。出賦錢。人百二十

為一算。為治庫兵車馬」と見える。

(12) これを傍証するのは、『統漢書』礼儀志上・「八月酌飲」条の劉昭注に引く「漢律金布令」である。金布令はこう規定している。

皇帝齋宿。親帥群臣。承祠宗廟。群臣宜分奉請。諸侯列侯各以人口數。率千口奉金四兩。奇不滿千口至五百口。亦四兩。皆會酌。少府受。酬金は少府財政を構成するものであるが、領域内の人口数によって上納額を決めている。献費にも同様の律が存在したはずである。

(13) 『漢書』卷二四食貨志上に、
漢興。……漕轉關東粟。以給中都官。歲不過數十萬石。孝惠・高后之

間。衣食滋殖。文帝即位。躬修儉節。思安百姓。……宣帝即位。……

五鳳中。

(耿壽昌)

奏言。

故事。

歲漕關東穀四百万斛。

以給京師。

用

卒六万人。……

これによれば、武帝末年以後、毎年四〇〇万石の穀物が定例として関東諸地域から長安へ輸送されたことが分かる。一石一〇〇錢とすれば、四億錢に相当し、中央・大司農財政四〇億錢の一〇%に当たる。

(14)

表Iの依拠史料および計算値は以下のとおりである。

(1)漢代の社会的総生産を統一的に算出し得る史料は存在しない。そこで、生産量・生活手段量・剩余生産量の三点について統一的な素材を提示している李悝の「尽地方之教」を参照しよう。『漢書』卷三四食貨志上に、

是時。李悝為魏文侯作尽地力之教。以為地方百里。提封九万頃。除山澤邑居参分去一。為田六百万畝。……今一夫挟五口。治田百畝。歲收畝一石半。為粟百五十石。除十二之稅十五石。餘百三十五石。食。人月一石半。五人終歲為粟九十九石。餘有四十五石。石三十。為錢一千三百五十。除社閭嘗新春秋之祠。用錢三百。餘千五百。衣。人率用錢三百。五人終歲用千五百。不足四百五十。不幸疾病死喪之費。及上賦斂。又未与此。

とある。「地方百里。提封九万頃」を計算の前提としており、ここに見える畝は一里 \times 三〇〇步を前提とする小畝(一〇〇歩 \times 一〇〇歩)であることが分かる。また、漢代の石制には大石と小石の別があるが、ここでは一人一月の食糧を一・五石すなわち一日五升(約一升)としており、漢代の大石制であることが分かる(なお、吳慧氏『中國歴代糧食畝產研究』(農業出版社 一九八五年)をも参照)。この一年の畝収粟一・五石を漢代の大畝(二四〇歩 \times 一〇〇歩)になおすと、二・四倍の三・六石が得られる。これは、漢代のその他の史料にみえる畝収三石に近い。例えば、『後漢書』仲長統列伝第三九所引『昌言』損益篇に、

今通肥饒之率。計稼穡之入。令畝収三斛。斛取一斗。未為甚多。とある。また、『漢書』卷三四食貨志上に見える晁錯の上疏に、

今農夫五口之家。其服役者不下二人。其能耕者不過百畝。百畝之收。不過百石。

とあるのに対し、荀悅『前漢紀』卷七文帝二年条は「百畝之收。不過三百石」と作っている。これらによつて、①漢代の畝収粟三石(六〇升)、②平均一人年間食糧粟一八石、③平均一人年間衣料粟一〇石が得られる。

(2)戸数、人口数、耕地面積については、『漢書』卷二八地理志下に、

凡郡国一百三。……其三千二百二十九万九百四十七頃。可墾不可墾。定墾田八百二十七万五百三十六頃。民戸千三百二十三万三千六十二。口五千九百五十九万四千九百七十八。漢極盛矣。

とある。これを成数化して④戸数一二〇〇万戸、⑤人口六〇〇〇万人、⑥耕地面積八三〇万頃とする。

(3)算賦(成人男女一五歳~五六歳負担、一年一人一二〇錢)・更賦(成人男子一五歳~五六歳負担、一年一人二〇〇〇錢)を割り出すために漢代の人口構成比率を考えてみよう。近出の江陵鳳凰山一〇号漢墓木簡「郷里廩簿」の人口構成を参考すると全人口一一三人(+α)のうち能田(労働者、一五歳~五六歳の成人男女と考えられる)は六九人(約六〇%)である(拙著『中国古代社会論』第一章二二頁 青木書店 一九八六年)。これによつて漢代の全人口に占める成人男女(一五歳~五六歳)数を割り出すと、⑦約三六〇〇万人(六〇〇〇万人の六割)となる。

男女比を五〇%とすれば、一五歳から五六歳までの成人男子の数は⑧一八〇〇万人となる。

なお、更賦については、浜口重国氏の所説によつて、更賦=過更錢 \times 三〇〇錢とみなすのが通説である(「践更と過更——如淳の批判——」、同補遺『秦漢隋唐史の研究』上 東京大学出版会 一九六六年)。更賦=二〇〇〇〇錢とする私見については別稿を用意している。

(4)粟一石 \times 一〇〇錢 労幹氏は、居延漢簡や既存史料によつて、前漢期の通常米価を一石一〇〇余錢、粟(糲)価を七、八〇錢、後漢期の米価二〇〇錢、粟価一〇〇錢と推定している(『居延漢簡考証之部』「居延漢簡考証」己「糧食」 中央研究院歴史語言研究所 一九六〇年 五八頁)。

なお、下文に引く朱秋・董次の入穀額はほぼ三五錢であり、小石制によるものである。

(5)田租は収穫量の三〇分の一とする。

以上の素材に基づいて表一の計算値を示せば、以下のとおりである。

(a) 社会的総生産量 粟三石×八、三〇〇〇万石=二四、九〇〇〇万石

(b) 社会的総生活手段 (一八石〔食〕+一〇石〔衣〕) ×六〇〇〇万人=一六、八〇〇〇万石

(c) 社会的総剩余生産 (a)-(b)=八、一〇〇〇万石

(d) 国家収取総額 ①田租 粟3石×8,3000万石=8300万石
②更賦 2000錢×1800万人÷100錢(石)=3,6000万(石)

(3)算賦 120錢×3600万人÷100錢(石)=4320万

(石)

〔口賦は小額であり、また少府財政でもあるので加算しない。〕

①~③の総計四八六二〇万石を成数化して四八六〇〇万石とする。

なお、出租についてはこれを少府(帝室)財政の財源と考え、大司農財政の財源を賦銭にもとめ、賦銭の性格から漢代国家を軍事的本質をもつと規定する楠山修作氏の提言がある(前掲注(1)論文)。興味深い指摘であるが、田租を少府(帝室)財政の財源とみなす史料解釈に問題があり、その史料的根拠には従えない。

(15) 『塩鉄論』未通篇第一五に、

田雖三十。而以頃畝出税。樂歲粒米狼戾。而寡取之。凶年飢饉。而必

求足。加之以口賦・更徭之役。率一人之作。中分其功。

また、『漢書』卷二四食貨志上に、

下令曰。漢氏減輕田租。三十而稅一。常有更賦。罷癃咸出。而豪民侵陵。分田劫倂。厥名三十。實什稅五也。

(16) 献費は貢献とも呼ばれたが、後漢に入つても輸送の円滑化は個別的に試みられた。例えば、「後漢書」鄭弘列伝第三に、

建初八年。代鄭衆為大司農。旧交阯七郡。貢獻転運。皆從東治。汎海而至。風波艱阻。沈溺相係。弘奏開零陵桂陽崎道。於是夷通。至今遂為常路。在職二年。所息省三億万計。時歲天下遭旱。邊方有警。人食

不足。而帑藏殷積。弘又奏宜省貢獻減徭費。以利飢人。帝順其議。とある。貢獻を大司農が管掌していることが分かる。貢獻には影山氏が前掲注(2)論文で指摘したような地方特産物をも含んでいたが、基幹的財物は現銭と布帛であった。

なお、「王海」卷二八五食貨・会計条に引く衛宏『漢旧儀』に、「朝会上計律。常以正月旦。受郡臣朝賀。天下郡国奉計最貢獻」とあり、上計律によつて元旦に会計報告とともに貢獻が奉呈されたことが分かる。また、「後漢書」梁冀列伝第二四に、「其四方調發。歲時貢獻。皆先輸上第於冀。乘輿乃其次焉」とあって、當時貢獻は年初と四時にわたつて行われた」とも分かる。元旦の上計と四季の初めに行われたのであろう。

(17) 『漢書』卷七六韓延寿伝に、

(蕭) 望之遷御史大夫。侍謁者福為望之道。延寿在東郡時。放散官錢千余万。……

とあり、「後漢書」寇恂列伝第六に、

乃拜恂河内太守行大將軍。……光武於是復北征燕代。恂移書屬県。講兵肄射。伐淇園之竹。為矢百余万。養馬二千匹。收租肆百万斛。轉以給軍。

と見える。また、「後漢書」鮑昱列伝第一九に、

後拜汝南太守。郡多陂池。歲歲決壞。年費常三千余万。とあり、地方経費もかなりにのぼつたことが窺える。

(18) 藤田氏前掲注(2)論文参照。

(19) 数十百鉅万について、「漢書」食貨志同條の顏師古注には、「数十万乃至

百万万」とある。「数十万」は「数十万万」の誤脱であろう。数十百とは

数十から百を表し、具体的には八、九〇から百までを指す概数である。『漢書』卷三項籍伝の「籍所擊殺數十百人」に対する顏師古注は、「數十百人者。八九十乃至百也。他皆類此」と解説している。数十百鉅万とは八〇万乃至一〇〇万万(億)のことである。

(20) 加藤繁「算賦についての小研究」(前掲注(1)著書所収)等。西嶋定生氏は、漢代の口賦・算賦あるいは更賦に類するもので、商鞅変法によって新設された県に始めて徵収された賦とみなす(『中国古代帝国の形成と

構造』第五章第三節「郡県制の形成と二十等爵制」東京大学出版会

一九六一年）。守屋美都雄氏は、孝公一四年の紀年は孝公四年か五年の誤りで、家を単位に賦課された戸賦であると考えた（『中国古代の家族と國家』第三章「開阡陌の一解釈」東洋史研究会一九六八年）。佐竹靖彦氏は、「賦を内容とする戸賦制度の創設と考へてゐる（「秦国の家族と商鞅の分異令」『史林』第二三卷第一号一九八〇年）。

（21）賦は、さまざま意味を内容とする言葉であり、その意味は個々の文脈によつて判断されなければならない。なお、賦の多義性については、前掲注（10）宮崎論文の他、越智重明「籍と賦」（『史淵』第一二三輯一九七六年）を参照。

（22）同じ『周礼』大宰職の「九賦」の項で、鄭玄は賦を次の如く注解している。

賦。口率出泉也。今之算錢。民或謂之賦。此其旧名与。鄉大夫以歲時登夫家之衆寡。辨其可任者。國中自七尺以及六十。野自六尺以及六十五。皆征之。遂師之職亦云。以徵其財征。皆謂此賦也。

ここでは、漢人のなかには算賦を賦と呼ぶ者もいたことを紹介しているが、算賦を賦とするのは旧来の呼び方ではないと否定し、郷大夫の徭役賦課等をも含めて賦と規定している。鄭玄は少なくとも賦を算賦に特定してはいない。

（23）賈誼「新書」卷三属遠篇に、

及秦而不然。秦不能分尺寸之地。欲尽自有之耳。輸將起上海。而來一錢之錢（当作賦）耳。十錢之費。弗輕能致也。上之所得者甚少。而民毒苦之甚深。故陳勝一動。而天下不振（不字疑衍）。

（24）前漢後期以後、制度的には尚書郎の一人が委輸と貢献（貢費）を管掌した。『太平御覽』卷二五所引「漢官儀」に、

尚書郎四人。一主匈奴單于營部。一主羌夷吏民。一主天下戶口土田墾作。一主錢帛貢獻委輸。

また、『晉書』卷二十四職官志に、

尚書郎。西漢旧置四人。以分掌尚書。其一人主匈奴單于營部。一人主

羌夷吏民。一人主戶口墾田。一人主財帛委輸。及光武分尚書為六曹之

後。合置三十四人。秩四百石。并左右丞。為三十六人。……

なお尚書郎四人の設置は成帝期である（『続漢書』百官志三少府条）。

（25）『漢書』卷九四匈奴伝下に、

莽新即位。怙府庫之富欲立威。乃拜十二將率。發郡國勇士。武庫精兵。各有所屯守。轉委輸於邊。議滿三十萬衆。齊三百日糧。同時十道並出。莽將嚴尤諫曰。……發三十萬衆。具三百日糧。東援海岱。南取江淮。然後乃備。

（26）『說文解字注』第一四篇上に、「輸。委輸也。从車愈声」とあり、段玉裁注に「委者委隨也。委輸者。委隨輸寫也。以車遷賄曰委輸。亦單言輸」と見える。一般的な字解としては妥当するが、漢代の制度の解釈には適さない。

（27）『周礼』地官委人條に、
委人。掌斂野之賦斂薪芻。凡疏材木材。凡蓄聚之物。以稍聚待賓客。……軍旅共其委積薪芻。

（28）漢代には一〇月一日より九月末日までを年度とする財政・政務報告書が正月元旦に各郡国から中央政府に對して提出された。『続漢書』百官志五・郡国条の本注に「凡郡国……歲尽遣吏上計」と見える上計制度である。同じ百官志五・縣条の本注には更に「秋冬集課。上計於所屬郡国」とあり、その劉昭注にこう見える。

胡廣曰。秋冬歲尽。各計縣戶口墾田。錢穀入出。盜賊多少。上其集簿。丞尉以下。歲詣郡。課校其功。……

この記事から分かるように、秋から歳末にかけて各県から①戸口・墾田数、②錢穀出納数、③盜賊発生件数が上申された。それらを郡国でまとめて中央へ報告したものが上計であったと考えられる。したがつて、年四回の現有財物報告と年度ごとの財務報告を通じて、中央は地方の財政状況を把握し得たのである。上計については、なお注（16）をも参照。

（29）大樹氏前掲注（2）論文、及び佐原氏前掲注（4）論文参照。両氏の考えには県単位の輸送か郡単位かの相違があり、今後検討されるべき課題をなしている。また、居延漢簡には某郷（県）からの「秋賦錢五千」（五二

者。以律論之」（『雲夢睡虎地秦墓』図版七八 第三二七簡）と見える。

六・一A 労幹編『居延漢簡』図版之部 四五七葉）、榮陽（県）からの「秋賦錢五千」（四五・一A 図版四七〇葉）、広鄉からの「秋賦 五千」

（二一・一A 図版四五六葉）などにつけられた検があり、前二者にはそれぞれ封印にたちあつた里の父老・郷の有秩・嗇夫等の姓名が書きあげられている。郷里的賦錢を県段階できりの良い成数にし、中央からの指令によつて居延地方へ送つたものと考えられる。居延漢簡による委輸・調均の研究は、大樹・佐原両氏の研究をふまえ、新居延漢簡などを合わせて今後具体的に展開されるべきであろう。

(30) 調均と明記されてはいないが、管見の限りでの漢代史料中最古の例として『漢書』卷六武帝紀元鼎二年（前一一五）九月条がある。

詔曰。……今水潦移於江南。迫隆冬至。朕懼其飢寒不活。江南之地。火耕水耨。方下巴蜀之粟。致之江陵。遣博士中等分循行。諭告所抵。無令重困。……

(31) 前掲注(13)参照。均輸・平準施行期に六〇〇万石に達したことは、本文第一章に引いた『漢書』卷二四食貨志下を参照。なお、漕運量の変遷・漕運問題については、藤田勝久氏前掲注(2)論文に詳しい検討がある。

(32) 平価は市において行政的に設定される価格であり、自由価格ではない。『漢書』食貨志下に、王莽時代のこととして次の如く見える。

諸司市常以四時中月。実定所掌。為物上中下之賈。各自用為其市平。毋拘它所。……万物卬貴。過平一錢。則以平賈壳与民。其賈庚賤減平者。聽民自相与市。……以防貴氏者。……

なお、居延漢簡にも「……糴粟四千石請告入県官。貴平賈石六錢。得利二万四千……」（二〇・八 図版三三葉）とあり、現実に施行されていた。

(33) とはいへ、我われはこうしていま一つ次元の高い問題に踏み込んだことになる。すなわち、対価なしに強制徵發された財物の分配・消費を基軸とする国家的物流と市場関係を背景にして展開する商品流通との相互関係の問題である。平価の設定に見られるように、当時の市場は各都市を中心個別的に展開しており、均一な統一的市場関係は成立していない。社会的分業の具体的形態を含めて今後追究されるべき課題であろう。

(34) 委輸については、すでに雲夢秦簡に「上節發委輸。百姓或之縣就及移輸

（一九八九年七月二十日受理）